

改 正 後

改 正 前

（他の法律の適用除外等）

第五十八条（第一項及び第二項 略）

3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一

項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十七条第三項、

第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の

四、第三十九条第六項、第七十五条から第九十三条まで並びに第一百

二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法（昭和二十

二年法律第百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十

一条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八

十九条から第一百条まで、第一百二条及び第一百八条中勤務条件に関する

部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条

の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に関する適

用しない。ただし、労働基準法第一百二条の規定、労働安全衛生法第

九十二条の規定、船員法第三十七条及び第一百八条中勤務条件に関する

部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二

条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体

の行う労働基準法別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から

第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から

第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は

（他の法律の適用除外）

第五十八条（第一項及び第二項 略）

3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一

項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二

項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第五

項、第七十五条から第九十三条まで並びに第一百二条の規定、労働安

全衛生法第九十二条の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第

六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤

務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第一百条ま

で、第一百二条及び第一百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船

員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの

の規定に基づく命令の規定は、職員に関する適用しない。ただし、

労働基準法第一百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船

員法第三十七条及び第一百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに

船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれら

の規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別

表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げ

る事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条まで及び

船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補